四十七　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

イ　数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ　航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ　半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト　薬機法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（薬機法第二十三条の二の五第一項の承認又は薬機法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ　無人航空機

リ　人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

四十八　集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムを除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

四十九　武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

五十　可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業